

さいたま地裁総第1633号

令和3年9月15日

山 中 理 司 様

さいたま地方裁判所長 野 山

宏



司法行政文書開示通知書

令和2年4月10日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

決裁票（標題が「修習生の自宅学修への切替について」のもの）（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話048（863）8521

【決裁】

(決裁開始：令和2年4月 7日さいたま地裁総務課)

(決裁終了：令和2年4月 9日)

【地裁】 所

事務局長

事務局次長

総務課

担当 総務課課長補佐

相田

標題 修習生の自宅学修への切替について

(結論)

緊急事態宣言及び外出自粛要請が発せられたことを踏まえ、司法修習生の分野別実務修習を自宅学修に切替る（期限は令和2年5月6日まで）ことでよろしいか。

(補足)

切替決定は各実務修習庁会が主体になるところ、司法研修所に切替決定の方法について確認したものの各庁判断とのことでした。切替決定については、迅速に判断する必要があるので、各庁においてそれぞれ判断することとします（所長にお話し済み）。本決裁終了後、検察庁及び弁護士会に対し当庁の決定内容を伝え、各庁における判断結果を当庁に報告してもらい、すべて出そろった段階で司法研修所に結果を報告します。

以上

R2.4.7

緊急事態宣言・外出自粛要請に伴う自宅学修への切替に関する修習生への周知手順

4/7に政府が東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都県を対象として緊急事態を宣言し、これを受けて各知事が速やかに外出自粛要請を発することが見込まれている。

したがって、司研からの事務連絡に基づき、上記対象地域の実務修習地で修習中の修習生及び上記対象地域に居住する修習生について、分野別実務修習が自宅学修に切り替えられることが見込まれる。

自宅学修への切替は、各実務修習会で判断、決定することになるが、緊急事態宣言や外出自粛要請が勤務時間外となる場合には、自宅学修への切替も勤務時間外や翌朝になることもあります得るところであり、このような場合、退庁した修習生への連絡が困難となることや、修習生が翌朝も登庁することが考えられる。

そこで、4/8から自宅学修に切り替えられる可能性が非常に高いことに鑑み、4/7のうちに、緊急事態宣言及び外出自粛要請が発せられることを条件として、自宅学修とすることを修習生に伝達し、課題を指示しておくことが相当である（修習生は、報道等により、自己の実務修習地又は居住地に緊急事態宣言及び外出自粛要請が発せられたことを了知するのが通常といえる）。

（具体的な手順）

- ① 緊急事態宣言の対象地域の実務庁会や、対象地域に居住する修習生のいる実務庁会は、4/7のうちに、上記の条件付きで自宅学修となること及びその際の課題を修習生に伝達する。
- ② 実務庁会は、外出自粛要請が発せられた後、自宅学修への切替を決定せずとも司研企画課に備えよ。
→ 修習生には条件付きで伝達済みであり、修習生も報道等で外出自粛要請が発せられたこと=自宅学修となる条件が成就したことを了知できるので、実務庁会から改めて修習生に連絡することは不要。
- ③ 司研裁判教官は、クラスのメーリングリストを使って、緊急事態宣言の対象地域で修習している修習生及び対象地域に居住している修習生は、全ての修習について自宅学修に切り替えられたことを念のために周知する。